

## 保健福祉部

No. 61

制度名	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助	主管課名	少子化対策課・母子保健G							
		問合せ先	029-301-3257							
目的・趣旨	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。									
〔対象団体〕 市町村										
〔対象事業〕 市町村が行う小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者）に対する日常生活用具の給付事業										
〔補助要件等〕 小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費助成制度を除く）及び障害者自立支援法による施策の対象にならない者に限る）に対する用具の給付事業であること										
〔対象経費〕 以下の用具の給付に要した費用 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）及び人工鼻										
〔補助限度額等〕 用具ごとに定める基準単価による										
〔経費負担割合〕										
区分	国	県	市町村	その他						
(1) 市	1/2	—	1/2	—						
(2) 町村	1/2	1/4	1/4	—						
〔31年度当初予算額〕 2,002千円	〔31年度補助対象団体〕 平成31年10月頃決定予定									
〔備考〕 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている者のうち、県単独事業対象者は本事業の対象外である。										